

マイウェルボディ協議会 会則

本会則は、順天堂大学（以下、「順天堂」という。）の健康総合科学先端研究機構（機構長 新井一）における「マイウェルボディ協議会」（以下、「協議会」という。）の運営及び参加に関して定める。

本会則を定めるに至った背景は、順天堂大学が 2023 年度より内閣府予算の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）から予算提供を受け、「女性のボディイメージと健康改善のための研究開発」を開始したことによる。その中のプロジェクトの一環として、産官学連携で本課題に関する PR 活動等以下に定める目的を遂行するため、マイウェルボディ協議会を設立することとする。

第1条 （目的）

- 1.1 協議会は、健康課題に関する意識向上及び医療関連の知識の普及、教育を通じて、心身の健康増進とウェルビーイング向上に寄与することを目的とし、以下に掲げる活動を行う。
 - 1.1.1 健康課題に関する研究及びその推進
 - 1.1.2 ウェルビーイング向上に関する啓発活動
 - 1.1.3 アカデミアと業界団体で構成されたコンソーシアム設立及び運営
 - 1.1.4 シンポジウム、イベント、講演会等の開催
 - 1.1.5 学校関係者、児童生徒へのウェルビーイング教育及び研修並びにその支援
 - 1.1.6 印刷物、電子出版、動画、グッズ、ロゴ等の各種コンテンツの企画、制作、プロモーション活動
 - 1.1.7 その他、当協議会の目的を達成するために必要な事務

第2条 （代表と事務局）

- 2.1 協議会の代表は、順天堂大学 健康総合科学先端研究機構 機構長とする。
- 2.2 協議会の事務全般は、順天堂大学 健康総合科学先端研究機構内にマイウェルボディ協議会事務局を設置し、事務局が執り行う。
- 2.3 事務局は、文京区本郷2丁目1番1号順天堂大学 健康総合科学先端研究機構内に設置する。

第3条 （役員）

- 3.1 協議会は、3名以上10名以内の幹事を置く。
- 3.2 協議会は、代表幹事1名・副代表幹事1名をそれぞれ置く。
- 3.3 設立時の幹事は別途定め、設立後の幹事は幹事会により選任する。

第4条 （組織）

- 4.1 協議会は定期的に幹事会を開催し、協議会の事業方針及び運営計画、収支予算に関する

審議並びに承認、決算の承認、役位の予備会計監査の承認、会則変更の審議及び承認、その他の重要な事項を協議のうえ決定する。幹事会の議長は代表幹事とする。

4.5 幹事会は、幹事会構成員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。

4.6 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところとする

4.5 協議会は各活動内容に応じて分科会を設置する。

4.6 分科会は、設立時は別紙1の通りとして、各分科会は担当幹事を中心に具体的な教育及び研究活動を幹事及び幹事会が承認した計画に基づいて実施する。

4.7 協議会は年度毎に総会を開催し、協議会の運営方針、収支及び各分科会の活動報告を行うものとする。

第5条 (会員)

5.1 会員とは、本会則を承認のうえ、所定の様式により協議会への参加の手続きを行い、順天堂が参加を承諾した法人、事業者、団体、その他の者をいう。

5.2 会員は、協議会に参加している事実を公表することができる。

第6条 (会員の権利及び担当業務)

6.1 会員は、次に掲げる権利を有するものとする。

6.1.1 総会への出席権

6.1.2 総会において意見を述べ、提案する権利

第7条 (知的財産、成果物等)

7.1 協議会の活動により、新たに知的財産が生じた場合の基本的な考え方は、下記の通りとする。

7.1.1 共同研究の成果については、可能な限り広い範囲で活用がなされるよう、知的財産の帰属及び活用の柔軟な取扱いを認めるものとする。

7.1.2 知的財産の帰属は、研究に対する知的貢献あるいは経済的貢献の観点から、当事者で協議のうえバランスの取れたものとする。

7.1.3 企業は事業化・商業化を希望する知的財産については可能な限り実施する権利を確保する機会が与えられる。また、参加企業は実用実験報告、映像などを各企業の製品プロモーションなどに所定の手続きを行った上で使用することができる。

7.1.4 知的財産がいずれの当事者に帰属しても以下の条件は満たされなければならない。

(1) 順天堂は将来の教育及び研究の可能性を制限されない。

(2) すべての知的財産は、実用化に向けて適切な努力がなされる。

(3) 研究の実質的な成果は、原則として合意された期間内に学術的な公表がなされるものとする。

7.2 上記は協議会における基本的な考えを示すものであり、最終的な取り決めは当事者

間で協議のうえ対応するものとする。

第8条 (協議会の存続期間及び会計年度)

- 8.1 協議会の存続期間は令和6年1月1日から令和10年3月31日までとする。
- 8.2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条 (参加費用及び使途等について)

- 9.1 会員は、参加申込日にかかわらず、所定の参加費用を指定する期日までに順天堂の銀行口座に払い込むものとする。
- 9.2 参加費用はパートナー会員24万円、サポーター会員12万円、学生会員・連携会員 無料(消費税不課税)とし参加期間は年度単位とする(別紙2)。年度途中からの入会の場合は会費の月割計算を行うことが出来る。いったん納入した会費は返還しない。
- 9.3 事務局は、参加費用を善良な管理者の注意をもって順天堂の研究経費として管理し、協議会の運営、幹事会で承認された研究活動以外の目的に使用してはならない。
- 9.4 研究経費の経理は第2条に定める事務局が善良なる管理者の注意をもって行う。
- 9.5 研究経費により取得した設備等は、順天堂に帰属するものとする。
- 9.6 事務局は年度終了後に収支報告書を作成のうえ幹事会の承認を経たうえで、総会において報告しなければならない。

第10条 (施設・設備等の提供)

- 10.1 順天堂及び会員は、自己の施設・設備を本共同研究の用に供することができる。
- 10.2 順天堂及び会員は、共同で使用する施設・設備について、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 10.3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、原則として各自負担とする。

第11条 (秘密保持義務)

- 11.1 会員は、協議会及び順天堂との間において、開示もしくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の秘密情報(不正競争防止法上の営業秘密を含む秘密情報をいう。)を善良な管理者の注意をもって管理し、協議会の研究活動以外の目的に使用せず、業務上知る必要のある最低限の従業員及び役員(以下「情報受領者」という。)以外に開示してはならない。また、会員は、情報受領者に対し、協議会終了後も、本契約の定める秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

11.2 本条の規定は本協議会退会後も5年間引き続き効力を有する。

第12条 (名誉・信用等)

- 12.1 会員は、協議会に参加している事実の悪用、その他、順天堂又は協議会の名誉、信用を傷つけるような行為を行ってはならない。
- 12.2 会員は、協議会に参加している事実や協議会名及び順天堂の名称を一般に開示又は広報する際は、事前に第2条に定める事務局に届け出たうえで所定の手続きを経たうえで行うものとする。

第13条 (順天堂および会員の責任範囲)

- 13.1 順天堂および会員は協議会の運営につき、本会則及び強行法規に定めるもの以外に何らの責任を負わないものとする。
- 13.2 順天堂および会員は、天災、騒乱等の不可抗力、その他支配することのできない事由により協議会の全部又は一部の事業に遅延又は履行不能が生じた場合は、債務不履行の責任を負わないものとする。

第14条 (退会)

- 14.1 会員は、所定の退会届を事務局に提出することによって、協議会を退会することができる。ただし、会計年度の中で退会する場合は、当該会計年度の参加費用を支払わなくてはならない。なお、既に納入した参加費用は、退会の理由の如何にかかわらず返還しない。

第15条 (譲渡禁止)

- 15.1 会員は、会員の地位ならびに本会員から生じる権利・義務を順天堂の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第16条 (終了)

- 16.1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は協議会への参加を終了したものとみなす。なお、既に納入した参加費用は、終了の理由の如何にかかわらず返還しない。

- ① 退会したとき
- ② 本会則に違反したとき
- ③ 財務状況の重大な悪化が生じたとき
- ④ 会員または会員の役員もしくは実質的な支配者、親会社、子会社、関連会社が反社会勢力と関係があることが判明したとき
- ⑤ 事務局に届け出た情報の全部もしくは一部が事実と異なることが判明したとき又は事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき

⑥ その他協議会の実施に関し重大な支障を生じさせたとき

16.2 順天堂又は会員は、自己の責に帰すことのできない事由により協議会の実施が困難になった場合には、会員に通知し、協議会を終了することができる。

16.3 順天堂及び会員は、自己の責に帰すべき事由によって協議会が終了し、会員に損害が生じた場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとする。

第 17 条 (会則の変更)

17.1 順天堂および会員は、本会則を将来に向けて適宜変更できるものとする。本会則を変更したとき、事務局はすみやかに会員に対し変更を通知するものとする。

第 18 条 (管轄裁判所)

18.1 本会則に関する紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条 (協議)

19.1 本会則に定めのない事項又は本会則に関する疑義は、順天堂及び会員が協議し、誠意をもって解決するものとする。

2024年2月5日 発効

以下余白